

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務（単価契約）

	ページ数
1 入札公告.....	1～2
2 入札説明書.....	3～7
3 入札書等様式.....	8～19
4 仕様書.....	20～28
5 契約書案.....	29～51

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。

※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 山本 竜冬

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月13日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

1 調達内容

(1) 件名

広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務（単価契約）

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）

(5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。

*厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）

(8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

(9) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格ISO/IEC27001又は日本産業規

格JISQ27001)の認証」又は「プライバシーマーク (JISQ15001)」のうち、いずれかを取得していること。

(10) 過去に本事業と同規模以上の類似業務の実績を有していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒730-8538広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課会計第二係 山本 電話082-221-9241
広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)
→「調達・売払情報」→「入札情報」→「役務の提供」

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札書の受領期限

令和7年2月25日(火) 10時50分

(4) 開札の日時及び場所

日時：令和7年2月25日(火) 11時00分

4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用した入開札手続により実施するものとする。

応札する者は、原則、電子入札によること。ただし、紙による入札書の提出も可とする。

なお、上記3(3)及び(4)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。なお、契約書の締結は、原則、電子契約によることとする。

(5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務（単価契約）の入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務（単価契約）

(2) 数量・規格等

仕様書による。

(3) 履行期限

仕様書による。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、総価を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を同封すること。電子入札の場合も電子データにより入札内訳書を添付すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

応札する者は、原則、電子調達システムを使用して入札すること。

ただし、電子調達システムによりがたい者は、当局に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に変更することができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は、認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）
- (5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
*厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (9) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格ISO/IEC27001又は日本産業規格JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。
- (10) 過去に本事業と同規模以上の類似業務の実績を有していること。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
 - ア 提出期限
令和7年2月18日（火） 17時00分
 - イ 提出場所
広島市中区上八丁堀6番30号
広島労働局総務部総務課会計第二係 山本
電話番号：082-221-9241
メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp
 - ウ 提出方法
郵送、持参又はメールによって提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メールにより通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、広島労働局ホームページより仕様書を入手すること。

仕様書を入手した場合は、必ず「入札関係書類受領書」を提出すること。

- (1) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限
令和7年2月24日（月） 12時00分

(2) 提出書類

ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。

(ア) 入札参加届（兼自己申告書）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写

(ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿

(エ) 上記4（9）の要件を満たすことが確認できる書類（認証登録証の写しなど）

(オ) 個人情報の管理体制及び保管場所が確認できるもの（管理体制図、保管場所の写真など）

イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。

「電子入札案件の紙入札方式での参加について」

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

電子調達システムのURL

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

上記（2）に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により、上記5（1）イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和7年2月25日（火） 10時50分

(2) 提出書類

ア 入札書

イ 入札内訳書

ウ 紙入札で代理人により入札する場合は、委任状

(3) 提出方法及び提出場所

上記6（3）と同様とする。

8 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和7年2月25日（火） 11時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果を公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

- ア 入札者は、提出した入札書を引換え、変更し、又は取消すことはできない。
- イ 理由の如何によらず、入札書が提出期限内に提出場所に現に届かなかつた場合は、入札に参加することはできない。
- ウ 次に該当する場合の入札は、無効とする。
 - (ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札
 - (イ) 紙入札方式によっては、記名のない入札書又は要領を得ない入札書
 - (ウ) 紙入札方式によっては、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (エ) 本注意事項の各号に反する入札
 - (オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合
 - (カ) 上記6(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなつたときは、当該者の入札を無効とするものとする。
 - (キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書
- エ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をした者があるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。
- オ 開札の結果、入札価格に100分の10に相当する額(消費税に相当する額)を加算した金額が予定価格以下とならないときは、直ちに再入札を行うこととする。

電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるに当たっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほか複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は、省略できないので留意すること。

- ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(5) 契約締結について

契約締結日(履行期間又は契約期間の初日)までに政府予算案(暫定予算を含む。)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

- (6) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む。)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

11 入札等の問合せ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課会計第二係 山本

電話番号：082-221-9241

メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ず御送付いただきますよう、よろしく申し上げます。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 山本
MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務委託（単価契約）
---------	--

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

入札参加届（兼自己申告書）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 入札件名 広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務委託（単価契約）
- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
 - 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）の等級
「 役務の提供等 」 （ ） 等級
 - 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。（直近2年間の保険料の滞納がない。） はい ・ いいえ
 - 入札参加届等書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
 - 経営の状況又は信用度が極度に悪化してはいない。 はい ・ いいえ
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している、または障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ
 - 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていない。 はい ・ いいえ
 - 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格ISO/IEC27001又は日本産業規格JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得している。 はい ・ いいえ
 - 過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有している。 はい ・ いいえ

【添付書類】

- ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿
- ・上記（８）の要件を満たしていることが確認できるもの（認証登録証の写しなど）
- ・個人情報の管理体制及び保管場所が確認できるもの（管理体制図、保管場所の写真など）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

住所
商号又は名称
代表者職氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記の入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

- 1 入札案件名
広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務委託（単価契約）
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書（全省庁 統一資格）の「業者コード」 を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特 段ない場合には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先〒	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

入札者 住所
名称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務委託（単価契約）

入札金額 ¥

但し、消費税は除く。

※ 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格の（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

※ 任意の番号を記載すること。

なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

入札内訳書

広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務委託（単価契約）

入札者 住所

名称

入札者名

(代理人名)

番号	検査項目	令和7年度 受診対象者数 (予定)	単価	金額
1	診察、身長、体重、腹囲、視力及び聴力並びに肥満度の測定	659		
2	胸部X線検査	652		
3	血圧測定	659		
4	尿検査	659		
5	心電図検査	455		
6	血糖、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査、貧血検査及び肝機能検査、ヘモグロビンA1c	498		
7	胃部X線検査（直接撮影）	157		
8	便潜血（1回法）	400		
9	喀痰細胞診	16		
10	風しん抗体検査	49		
11	情報機器作業従事職員健康診断	45		

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所

名 称

入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

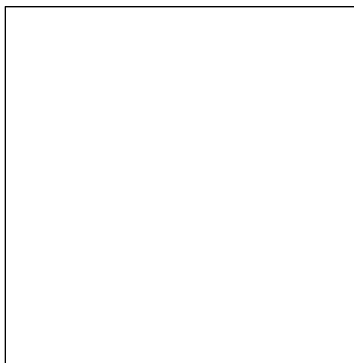
1 委任事項

- 入札書の記入に関する事項
- 入札書の提出に関する事項
- その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務委託（単価契約）」の入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑（入札書の押印を省略する場合は不要）



代理人による入札の場合の注意(入札書の押印を省略しない場合)

- 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 代理人が入札書及び封書へ押印する印鑑は、「委任に関する届出書」の3により押印した印を押印すること。

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人 住所
名称
入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と定め、下記のとおり委任します。

記

1 委任事項
(1) A
(2) B
(3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

3 代理人の使用印鑑

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

入札者 住所
名称
入札者名
(姓・名)

OO OO 印

入札注意事項を承諾のうえ提出します。

入札件名

代理人が入札書へ押印する印鑑を押印すること。

入札金額 ￥ _____

但し、消費税は除く。

※ 平成13、32、33年度(又は令和1、2、3年度)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

封筒記載例【紙入札方式】

表

裏

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(入札件名)

入札書在中

会社名、住所、電話番号を記載すること。

電 住 会 社
話 所 名

令和 年 月 日

印

印

印

封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「ㄨ」を記入してください。
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p style="text-align: center;">支出負担行為担当官</p> <p style="text-align: center;">広島労働局総務部長 殿</p> <p>【入札件名】</p> <p>広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務委託（単価契約）</p> <p style="text-align: center;">入札書 在 中</p>	<p style="text-align: center;">会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">会社名 住所 電話番号</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>

仕 様 書

広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断(一般定期及び情報機器作業従事職員)業務(単価契約)

広島労働局総務部総務課

1 検査項目

(1) 一般定期健康診断(人事院規則10-4「職員の保健及び安全保持」第20条に基づく健康診断)

1	診察、身長、体重、腹囲、視力及び聴力並びに肥満度の測定
2	胸部X線検査
3	血圧測定
4	尿検査
5	心電図検査
6	血糖、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査、貧血検査及び肝機能検査、ヘモグロビンA1c
7	胃部X線検査(直接撮影)
8	便潜血(1回法)
9	喀痰細胞診
10	風しん抗体検査

(2) VDT健康診断(VDT作業従事職員を対象とする健康診断)

1	業務歴調査、既往歴調査、自覚症状の有無調査(眼疲労を主とする視器に関する症状、 上肢・頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状、ストレスに関する症状)、 眼科学的検査(視力検査、その他医師が必要と認める検査)、 筋骨格系に関する検査(上肢の運動機能、圧痛点等の検査、その他医師が必要と認める検査)
---	--

2 受診対象官署及び実施場所

別紙1「受診対象官署及び施設内実施可否一覧」のとおり。

なお、施設内において実施可能な官署であっても、受注者が別途近隣に受診会場を準備して実施することは差し支えない。

3 受診予定者数

別紙2「受診対象者数(予定)」のとおり。

4 実施期間

契約年月日～令和7年12月19日(金)

上記期間内での各受診対象官署の具体的な検査日時は、落札後、各官署の健康診断事務担当者と協議の上、決定すること。

5 検査結果

(1) 報告方法

検査結果については、受診者毎に通知書2通(本人用・事業主用)を書面(任意様式)で作成するとともに、当局が指定する一覧表様式によりエクセルデータを作成し、提出すること。

また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健康診査の結果については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データにより提出すること。

(2) 提出先

全ての検査結果は、書面・データとも下記の健診担当者宛てに提出すること。

健診担当者 広島労働局 総務部 総務課 総務係 永井
〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
TEL:082-221-9241

※ なお、報告された検査結果により当該健診の実施状況を確認するものとする。

(3) 成果物の検査

上記(1)及び(2)により検査結果を提出する際は、当局の指示により、全数検査又はサンプル検査を

行うこと。

また、この検査により不備等が判明した場合は、必要な修正を行った後、指定した日時までに、修正が反映された検査結果を全て提出すること。

6 個人情報等の取扱いについて

(1) 情報管理体制

① 受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次に掲げる体制を確保し、当該体制を確保していることを証明するため、広島労働局に対して「情報取扱者名簿」(当該業務に従事する者のうち保護を要する情報を取り扱う可能性のある者の名簿をいう。業務の一部を再委託する場合は、再委託先も含む。)及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等)」(業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。)を提出すること。

(確保すべき体制について)

ア 情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

イ 受注者が本業務で知り得た情報について、広島労働局が承認した場合を除き、受注者の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達され、又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

ウ 受注者が本業務で知り得た情報が、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受注者以外の者に伝達され、又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

※ 「情報取扱者名簿」には、情報管理責任者(当該業務の情報取扱いの全てに責任を有する者)、情報取扱管理者(当該業務の進捗管理等を行い、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者)、その他保護を要する情報を取り扱う可能性のある者について、氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等を、業務の一部を再委託する場合は再委託先も含めて、記載すること。

② 受注者は、①の「情報取扱者名簿」及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等)」に変更がある場合は、あらかじめ広島労働局に申請し、その承認を得なければならないこと。

③ 受注者は、本業務で知り得た情報について、広島労働局が承認した場合を除き、受注者の役員等を含め、情報取扱者以外の者に伝達し、又は漏えいしてはならないこと。受注者は、本業務で知り得た情報を広島労働局が承認した場合を除き、受注者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受注者以外の者に伝達し、又は漏えいしてはならないこと。

(2) 作業場所

作業に特殊な技術を要するなど、契約の性質又は目的に照らして、国外で作業を行うことが真にやむを得ないと認められる場合を除き、作業場所及びデータの保管場所は日本国内に限定する。

7 契約条項遵守について

広島労働局は、受注者が契約事項を遵守していることを確認するため、以下の事項を行うことができることとする。

(1) 立入調査の実施について

広島労働局が必要であると判断した場合は、委託業務の履行状況を監督するため、履行開始時からおおむね1か月以内に受注者の作業場所やデータ保管場所に立ち入り、調査する。

ただし、立入調査が必要と判断した場合であっても、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合は、クラウドサービス業者との契約内容に情報セキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。

(2) 通報窓口の設置について

厚生労働省では、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているため、厚生労働省広島労働局と契約を締結したこと及び様式1「契約に関する通報窓口」を社内で説明・周知するとともに説明・周知した結果を様式2「通報窓口の周知完了報告書」により広島労働局に報告すること。

(3) 定例会議(打合せ)について

作業の進捗状況等を確認するため、広島労働局と受注者は、会議(打合せ)を定期的に行うこととする。

(4) 問題発生時の連絡・報告について

情報漏えい及び作業スケジュールの大幅な遅延等の問題が生じた場合は、下記15(3)の広島労働局担当者にその問題の内容を報告すること。

8 契約履行後のデータ・資料の廃棄について

本業務で作成したデータ及び広島労働局が提供した資料等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は広島労働局から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、様式3「データ等の利用後の廃棄について」を広島労働局に提出すること。

9 検査結果提出期限

令和8年1月23日(金)とする。

10 履行期限

令和8年2月20日(金)とする。(上記8のデータ・資料の廃棄等、全ての委託業務を完了すること。)

11 代金の請求

全ての受診対象官署の検査が完了し、全受診対象者の検査結果を提出した後に、請求書を「官署支出官 広島労働局長」宛てに発行すること。

支払いは、適法な請求書の受理から30日以内に、銀行振込により行う。

12 入札書に記載する金額

入札に当たり入札書に記載する金額は、上記1「検査項目」の各単価に、上記3「受診予定者数」をそれぞれ乗じた金額の合計額とすること。

また、検査項目ごとの単価を記載した内訳書を添付すること。様式は任意とする(入札様式として添付しているものを使用してもよい)。

その際、検査費用、巡回検査車使用料、受診会場使用料等、業務の履行に要する一切の費用は、各検査項目の単価に含めること。

なお、記載する金額に消費税は含まない。

13 業務の再委託について

(1)当該業務について、全部を第三者(子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には、当業務の一部を委託することができる。

(2)当業務の一部を再委託する場合には、契約書様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りではない。

(3)再委託の相手方から、さらに第三者に委託が行われる場合には、その旨を必ず報告し、履行体制の把握のために必要な提出書類について指示を仰ぐこと。

14 その他

(1)検査実施に要する全ての費用は、落札業者の負担とする。

(2)令和7年度受診予定者数は、現時点での受診予定者数であり、職員の異動、受診希望の有無等により変動の可能性があるため、契約締結後の受診者数を約するものではないこと。

(3)受診対象者が、出張、休暇等により予定の受診場所で受診できなかった場合、他の受診場所における受診を可能とすること。

(4)上記2の受診場所において、必ず全ての検査項目を実施すること。

(5)検診の実施に当たっては、プライバシーに配慮すること。

ア 胸部X線検査及び胃の検査は、男女毎に時間を設定し、実施すること。

イ 胃の検査は、検査着を着用させて行うこと。

ウ 検尿カップを置くための専用の台を設けること。

エ 主治医問診は、間仕切りで囲い、外部から見えないようにして行うこと。

(6)契約期間中に「情報セキュリティマネジメントシステム(国際標準規格又は日本産業規格JISQ27001)の認証」又は「プライバシーマーク(JISQ15001)」の有効期限が到来する場合は、更新後の登録証等の写しを再

度提出すること。

15 連絡先

(1)仕様書の内容について

広島労働局 総務部 総務課 総務係 永井

TEL:082-221-9241

(2)入札手続き及び契約について

広島労働局 総務部 総務課 会計第2係 山本

TEL:082-221-9241

(3)契約履行中の問題発生時の連絡先

広島労働局 総務部 総務課 総務係 永井

広島労働局 総務部 総務課 会計第2係 山本

TEL:082-221-9241

受診対象官署 及び 施設内実施可否一覧

広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断(一般定期及び情報機器作業従事職員)業務(単価契約)

番号	対象官署	所在地	電話番号	施設内 実施可否
1	広島労働局	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9241	○
2	広島中央労働基準監督署	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階	082-221-2457	○
3	呉労働基準監督署	呉市中央3-9-15 呉地方合同庁舎5階	0823-22-0005	
4	福山労働基準監督署	福山市旭町1-7	084-923-0005	
5	三原労働基準監督署	三原市宮沖2-13-20	0848-63-3939	
6	尾道労働基準監督署	尾道市古浜町27-13	0848-22-4158	○
7	三次労働基準監督署	三次市十日市東1-9-9	0824-62-2104	
8	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区 可部南3-3-28	082-812-2115	○
9	廿日市労働基準監督署	廿日市市新宮1-15-40	0829-32-1155	○
10	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀8-2	082-223-8609 (部門コード51#)	○-1
11	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町 寺家6479-1	082-422-8609	○
12	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	竹原市中央5-2-11	0846-22-8609	
13	呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	0823-25-8609 (部門コード51#)	
14	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10	0848-23-8609	
15	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	084-923-8609 (部門コード51#)	
16	三原公共職業安定所	三原市館町1-6-10	0848-64-8609	
17	三次公共職業安定所	三次市十日市東3-4-6	0824-62-8609	
18	三次公共職業安定所 安芸高田出張所	安芸高田市吉田町 吉田1814-5	0826-42-0605	
19	三次公共職業安定所 庄原出張所	庄原市中本町1-20-1	0824-72-1197	
20	可部公共職業安定所	広島市安佐北区 可部南3-3-36	082-815-8609	○-8
21	府中公共職業安定所	府中市府中町188-2	0847-43-8609	○
22	広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘13-7	082-264-8609 (部門コード51#)	○
23	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	0829-32-8609	○-9
24	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	大竹市白石1-18-16	0827-52-8609	

注) 「施設内受診可否」欄に○印のある官署は、当該施設で検診実施が可能。ただし、会議室及び駐車の調整が必要となることから、具体的な実施日は予定が決まり次第早めに官署担当者との協議する。なお、○印の後ろに枝番のある官署(例:○-1)については、自施設での実施は不可だが、枝番の官署での合同実施が可能。

○印のない官署については、落札業者が近隣に受診可能な会場を準備し、実施すること。
なお、受診会場を使用するために係る全ての費用は、落札業者の負担とする。

受診対象者数(予定)

広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断(一般定期及び情報機器作業従事職員)業務(単価契約)

1. 広島労働局全体

(1) 一般定期健康診断

番号	検査項目	令和7年度 受診対象者数
1	診察、身長、体重、腹囲、視力及び聴力並びに肥満度の測定	659
2	胸部X線検査	652
3	血圧測定	659
4	尿検査	659
5	心電図検査	455
6	血糖、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査、貧血検査及び肝機能検査、ヘモグロビンA1c	498
7	胃部X線検査(直接撮影)	157
8	便潜血(1回法)	400
9	喀痰細胞診	16
10	風しん抗体検査	49

(特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律)結果作成対象予定者数 460)

(2) 情報機器作業従事職員健康診断

番号	検査項目	令和7年度 受診対象者数
1	情報機器作業従事職員健康診断	45

2. 受診対象官署別

番号	対象官署	一般定期健康診断(番号は上記1の表に対応)										情報 機器
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1	広島労働局	169	168	169	169	117	136	40	98	5	17	34
2	広島中央労働基準監督署	45	44	45	45	23	23	16	22	0	0	1
3	呉労働基準監督署	12	12	12	12	8	9	3	7	0	0	0
4	福山労働基準監督署	24	24	24	24	13	14	2	10	1	0	1
5	三原労働基準監督署	7	7	7	7	1	3	2	1	0	0	0
6	尾道労働基準監督署	9	9	9	9	4	4	3	4	0	0	0
7	三次労働基準監督署	8	8	8	8	3	2	1	2	0	1	0
8	広島北労働基準監督署	10	9	10	10	4	4	0	2	3	0	0
9	廿日市労働基準監督署	10	10	10	10	6	6	2	6	0	3	2
10	広島公共職業安定所	98	97	98	98	73	82	20	65	4	14	0
11	広島西条公共職業安定所	25	25	25	25	14	17	5	13	0	1	2
12	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	9	9	9	9	6	6	0	6	0	0	0
13	呉公共職業安定所	24	23	24	24	18	20	4	15	0	0	0
14	尾道公共職業安定所	17	17	17	17	14	14	3	14	1	1	0
15	福山公共職業安定所	55	55	55	55	42	44	17	34	1	5	1
16	三原公共職業安定所	16	16	16	16	13	15	6	13	0	2	0
17	三次公共職業安定所	9	9	9	9	7	9	0	7	0	0	0
18	三次公共職業安定所 安芸高田出張所	5	5	5	5	3	3	0	3	0	0	0
19	三次公共職業安定所 庄原出張所	6	6	6	6	5	5	1	5	0	1	0
20	可部公共職業安定所	21	21	21	21	17	18	4	16	0	0	2
21	府中公共職業安定所	8	7	8	8	8	8	6	8	1	1	0
22	広島東公共職業安定所	47	46	47	47	36	36	16	31	0	0	2
23	廿日市公共職業安定所	21	21	21	21	17	17	3	15	0	1	0
24	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	4	4	4	4	3	3	3	3	0	2	0
	合計	659	652	659	659	455	498	157	400	16	49	45

契約に関する通報窓口

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者が厚生労働省との契約に違反する行為を行っている場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう省内に専用窓口を設置しています。

承認を受けずに、業務の一部を別の業者に再委託している…

終了後破棄しなければならないデータを、破棄せず社内に保管している…

こんな時は、通報窓口にご連絡してください！

郵 送

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課監査指導室 宛

F A X

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室
03-3595-2121

メール

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

※通報窓口は、通報の受付に際して、通報者が特定されないこと、通報者が不利益を被らないこと、通報者の個人情報を保護することなどについて、十分に配慮いたします。

令和 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受託者名

当社が厚生労働省広島労働局と契約しました「広島労働局管内で令和6年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務の委託（単価契約）」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員に周知しましたので、報告します。

【周知方法】

（掲示板への掲示、メール等周知の方法を具体的に記載すること。）

【周知内容】

（周知した内容を具体的に記載すること。）

令和 年 月

広島労働局管内で令和6年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）
業務の委託（単価契約）に係るデータ等の利用後の廃棄について

受託者名

標記について、業務履行中に作成・活用したデータ等を下記のとおり廃棄しましたので、
報告します。

記

1 データの媒体等及び廃棄方法

（該当する①データの媒体等と②その廃棄方法の両方に○を付けてください。）

- (1) ①電磁的記録媒体 － ②裁断
- (2) ①紙媒体 － ②焼却 or 溶解 or 裁断
- (3) ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ － ②データ消去
- (4) その他 ①（媒体等の種類を記載） － ②（廃棄方法を記載）

①と②の組合せがない場合は、「その他」に記載してください。

2 廃棄が完了した年月日

令和 年 月 日

※上記1の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行（以下「甲」という。）を発注者とし、〇〇（以下「乙」という。）を受注者として、甲乙両当事者は、次の条項により広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務に係る単価契約を締結する。

第1条 甲は、乙に、一般定期健康診断業務及び情報機器作業従事職員健康診断業務（以下「健診」という。）を委託し、その対価として所定の委託代金を乙に支払うことを約し、乙は、自己の裁量と責任において本件業務を完遂する義務を負う。

第2条 健診項目及び契約単価は、別紙1のとおりとする。

第3条 健診対象官署及び官署内での実施可否については、別紙2のとおりとする。自官署又は近隣他官署での実施が不可となっている官署については、乙の負担により近隣に受診可能な会場を確保すること。

2 乙は、健診業務中に、甲が所有し、若しくは占有する建物に損傷を与えた場合又は第三者に損害を及ぼした場合には、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第4条 健診に関する履行等期限は、次のとおりとする。期限内での具体的な実施日時は、各健診対象官署の担当者と協議の上、決定するものとする。

(1) 健診実施期限：令和7年12月19日

(2) 健診結果提出期限：令和8年1月23日

(3) データ廃棄等最終的な履行期限：令和8年2月20日

第5条 健診に要する全ての費用は、乙の負担とする。

第6条 乙は、健診結果について、受診者毎に通知書2通（本人用及び事業主用）を書面（任意様式）で作成し、別に指定する一覧表様式のエクセルデータと共に甲に提出すること。甲は、この健診結果の報告をもって、当該健診の履行を確認するものとする。

第7条 甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められた場合は、その是正のため必要な措置を講ずるよう求めることが

(案)

できる。

- 4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。
- 5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第3項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対して直接行うものとする。
- 6 乙は、甲が乙の下請負者に対して監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

第8条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、次に掲げる場合は、適切な措置を講ずるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を甲に報告しなければならない。
 - (1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピュータウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合
 - (2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合
- 3 前2項に規定する事項の疑いがある場合又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講ずるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
- 4 前3項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。
- 6 乙は、第1項に規定する事故がこの契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。
- 7 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、採られる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

第9条 前2条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

- 2 甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。
- 3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

(案)

第10条 乙は、甲の履行完了の確認を得た後、「官署支出官広島労働局長」に対して支払請求書を提出する。

2 官署支出官広島労働局長は、支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

3 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。

第11条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき事由により前条に規定する代金の支払いを遅延した場合においては、支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

第12条 乙は、この契約により知り得た個人情報を、健診の実施、健康診断受診票の作成、健康診断個人票の作成、健康診断結果報告書の作成、各種報告書一覧表の作成、健康相談、保健指導及び料金請求業務等の健診業務以外で利用しないこと。

2 乙は、個人情報を保管している間においては、保有形態の如何を問わず乙の責任のもと、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を防止し、安全に取り扱い、保管し、管理すること。

3 乙は、この契約により知り得た個人情報を処分する場合は、情報の漏洩を防止し、適正かつ安全な方法で行うこと。

第13条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保障制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

第14条 乙は、当該契約業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満である場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

2 乙は、当該契約業務の一部を再委託する場合には、様式1「再委託に係る承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合に

(案)

は、この限りではない。

- 3 乙は、前2項の規定により再委託した第三者（以下「再委託者」という。）を変更する場合は、前項ただし書きに該当する場合を除き、その旨を必ず甲に報告するとともに、様式2「再委託に係る変更承認申請書」を甲に提出して承認を受けなければならない。

第15条 乙は、業務の一部が再委託者から更に第三者に委託される場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託する業務の範囲を記載した様式3「履行体制図」を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、様式3「履行体制図」に変更があるときは、速やかに様式4「履行体制図変更届出書」を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
- (3) 契約金額の変更のみの場合

- 3 前項の場合において、甲は、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第16条 乙は、再委託に当たっては、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

- 2 乙は、再委託に当たっては、再委託する業務の範囲、履行期限等、本契約を完遂するための必要項目を規定した契約書を書面で作成し、再委託者と締結しなければならない。

第17条 乙は、天災その他避け難い理由により、健診予定日に健診を実施することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

第18条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0%の割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

第19条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(案)

第20条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙が本契約条項に違反したとき又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の10分の10に相当する金額乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分を賠償請求することを妨げるものではない。

第21条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

第22条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第20条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

第23条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。

(3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検

(案)

され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

第24条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(案)

以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対して契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第29条 甲は、第20条第2項、第25条、第26条、第28条第2項及び第32条の規定により本契約を解除した場合において、甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等

(案)

の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察に通報し、捜査上必要な協力を行うものとする。

第31条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け、又は送検された場合は、速やかに甲に報告するものとする。

第32条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省法令違反により行政処分を受け、又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用者が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託者が前項の状況に至った場合も、同様とする。

第33条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第34条 甲は、乙に対して、契約保証金の納付を免除する。

第35条 本契約条項又は本契約に定めのない事項若しくは契約条項の解釈について紛争又は疑義が生じたときは、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島簡易裁判所又は広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第36条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条、第12条、第20条第2項、第22条、第24条、第27条、第29条、第33条、第35条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(案)

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6-30
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙

検査項目及び契約単価

広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）
業務（単価契約）

1. 一般定期健康診断

番号	検査項目	単価 (消費税別)
1	診察、身長、体重、腹囲、視力及び聴力並びに肥満度の測定	
2	胸部X線検査	
3	血圧測定	
4	尿検査	
5	心電図検査	
6	血糖、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査、貧血検査及び肝機能検査、ヘモグロビンA1c	
7	胃部X線検査（直接撮影）	
8	便潜血（1回法）	
9	喀痰細胞診	
10	風しん抗体検査	

2. 情報機器作業従事職員健康診断

番号	検査項目	単価 (消費税別)
1	情報機器作業従事職員健康診断	

※注 検診の実施に当たっては、下記とおりプライバシーに配慮すること。

- ・ 胸部X線検査及び胃の検査は、男女毎に時間を設定し実施すること。
- ・ 胃の検査は、検査着を着用させて行うこと。
- ・ 検尿カップを置くための専用の台を設けること。
- ・ 主治医問診は間仕切りで囲い、外部から見えないようにして行うこと。

受診対象官署及び施設内実施可否一覧

広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）
業務委託（単価契約）

番号	対象官署	所在地	電話番号	担当者 氏名	施設内 実施可否
1	広島労働局	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9241		○
2	広島中央労働基準監督署	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階	082-221-2457		○
3	呉労働基準監督署	呉市中央3-9-15 呉地方合同庁舎5階	0823-22-0005		
4	福山労働基準監督署	福山市旭町1-7	084-923-0005		
5	三原労働基準監督署	三原市宮沖2-13-20	0848-63-3939		
6	尾道労働基準監督署	尾道市古浜町27-13	0848-22-4158		○
7	三次労働基準監督署	三次市十日市東1-9-9	0824-62-2104		
8	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区 可部南3-3-28	082-812-2115		○
9	廿日市労働基準監督署	廿日市市新宮1-15-40	0829-32-1155		○
10	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀8-2	082-223-8609 (部門コード51#)		○-1
11	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町 寺家6479-1	082-422-8609		○
12	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	竹原市中央5-2-11	0846-22-8609		
13	呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	0823-25-8609 (部門コード51#)		
14	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10	0848-23-8609		
15	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	084-923-8609 (部門コード51#)		
16	三原公共職業安定所	三原市館町1-6-10	0848-64-8609		
17	三次公共職業安定所	三次市十日市東3-4-6	0824-62-8609		
18	三次公共職業安定所 安芸高田出張所	安芸高田市吉田町 吉田1814-5	0826-42-0605		
19	三次公共職業安定所 庄原出張所	庄原市中本町1-20-1	0824-72-1197		
20	可部公共職業安定所	広島市安佐北区 可部南3-3-36	082-815-8609		○-8
21	府中公共職業安定所	府中市府中町188-2	0847-43-8609		○
22	広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘13-7	082-264-8609 (部門コード51#)		○
23	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	0829-32-8609		○-9
24	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	大竹市白石1-18-16	0827-52-8609		

注) 「施設内受診可否」欄に○印のある官署は、当該施設で検診実施が可能。ただし、会議室及び駐車スペースの調整が必要となることから、具体的な実施日は予定が決まり次第早めに官署担当者との協議すること。

なお、○印の後ろに枝番のある官署（例：○-1）については、自施設での実施は不可だが、枝番の番号の官署での合同実施が可能。

○印のない官署については、落札業者が近隣に受診可能な会場を準備し、実施すること。

なお、受診会場の使用に係る全ての費用は落札業者の負担とする。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
3. 委託する相手方の業務の範囲
4. 委託を行う合理的理由
5. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
3. 変更後の事業者の業務の範囲
4. 変更する理由
5. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

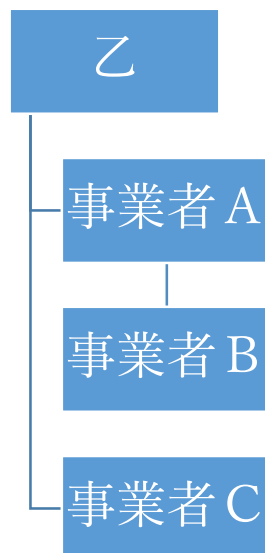
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇・・・	円	
B			



令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結日の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

仕 様 書

広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断(一般定期及び情報機器作業従事職員)業務(単価契約)

広島労働局総務部総務課

1 検査項目

(1) 一般定期健康診断(人事院規則10-4「職員の保健及び安全保持」第20条に基づく健康診断)

1	診察、身長、体重、腹囲、視力及び聴力並びに肥満度の測定
2	胸部X線検査
3	血圧測定
4	尿検査
5	心電図検査
6	血糖、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査、貧血検査及び肝機能検査、ヘモグロビンA1c
7	胃部X線検査(直接撮影)
8	便潜血(1回法)
9	喀痰細胞診
10	風しん抗体検査

(2) VDT健康診断(VDT作業従事職員を対象とする健康診断)

1	業務歴調査、既往歴調査、自覚症状の有無調査(眼疲労を主とする視器に関する症状、 上肢・頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状、ストレスに関する症状)、 眼科学的検査(視力検査、その他医師が必要と認める検査)、 筋骨格系に関する検査(上肢の運動機能、圧痛点等の検査、その他医師が必要と認める検査)
---	--

2 受診対象官署及び実施場所

契約書別紙2のとおり。

なお、施設内において実施可能な官署であっても、受注者が別途近隣に受診会場を準備して実施することは差し支えない。

3 受診予定者数

別紙2「受診対象者数(予定)」のとおり。

4 実施期間

契約年月日～令和7年12月19日(金)

上記期間内での各受診対象官署の具体的な検査日時は、落札後、各官署の健康診断事務担当者と協議の上、決定すること。

5 検査結果

(1) 報告方法

検査結果については、受診者毎に通知書2通(本人用・事業主用)を書面(任意様式)で作成するとともに、当局が指定する一覧表様式によりエクセルデータを作成し、提出すること。

また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健康診査の結果については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データにより提出すること。

(2) 提出先

全ての検査結果は、書面・データとも下記の健診担当者宛てに提出すること。

健診担当者 広島労働局 総務部 総務課 総務係 永井
〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
TEL:082-221-9241

※ なお、報告された検査結果により当該健診の実施状況を確認するものとする。

(3) 成果物の検査

上記(1)及び(2)により検査結果を提出する際は、当局の指示により、全数検査又はサンプル検査を

行うこと。

また、この検査により不備等が判明した場合は、必要な修正を行った後、指定した日時までに、修正が反映された検査結果を全て提出すること。

6 個人情報等の取扱いについて

(1) 情報管理体制

① 受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次に掲げる体制を確保し、当該体制を確保していることを証明するため、広島労働局に対して「情報取扱者名簿」(当該業務に従事する者のうち保護を要する情報を取り扱う可能性のある者の名簿をいう。業務の一部を再委託する場合は、再委託先も含む。)及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等)」(業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。)を提出すること。

(確保すべき体制について)

ア 情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

イ 受注者が本業務で知り得た情報について、広島労働局が承認した場合を除き、受注者の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達され、又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

ウ 受注者が本業務で知り得た情報が、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受注者以外の者に伝達され、又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

※ 「情報取扱者名簿」には、情報管理責任者(当該業務の情報取扱いの全てに責任を有する者)、情報取扱管理者(当該業務の進捗管理等を行い、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者)、その他保護を要する情報を取り扱う可能性のある者について、氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等を、業務の一部を再委託する場合は再委託先も含めて、記載すること。

② 受注者は、①の「情報取扱者名簿」及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等)」に変更がある場合は、あらかじめ広島労働局に申請し、その承認を得なければならないこと。

③ 受注者は、本業務で知り得た情報について、広島労働局が承認した場合を除き、受注者の役員等を含め、情報取扱者以外の者に伝達し、又は漏えいしてはならないこと。受注者は、本業務で知り得た情報を広島労働局が承認した場合を除き、受注者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受注者以外の者に伝達し、又は漏えいしてはならないこと。

(2) 作業場所

作業に特殊な技術を要するなど、契約の性質又は目的に照らして、国外で作業を行うことが真にやむを得ないと認められる場合を除き、作業場所及びデータの保管場所は日本国内に限定する。

7 契約条項遵守について

広島労働局は、受注者が契約事項を遵守していることを確認するため、以下の事項を行うことができることとする。

(1) 立入調査の実施について

広島労働局が必要であると判断した場合は、委託業務の履行状況を監督するため、履行開始時からおおむね1か月以内に受注者の作業場所やデータ保管場所に立ち入り、調査する。

ただし、立入調査が必要と判断した場合であっても、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合は、クラウドサービス業者との契約内容に情報セキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。

(2) 通報窓口の設置について

厚生労働省では、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているため、厚生労働省広島労働局と契約を締結したこと及び様式1「契約に関する通報窓口」を社内で説明・周知するとともに説明・周知した結果を様式2「通報窓口の周知完了報告書」により広島労働局に報告すること。

(3) 定例会議(打合せ)について

作業の進捗状況等を確認するため、広島労働局と受注者は、会議(打合せ)を定期的に行うこととする。

(4) 問題発生時の連絡・報告について

情報漏えい及び作業スケジュールの大幅な遅延等の問題が生じた場合は、下記14(3)の広島労働局担当者にその問題の内容を報告すること。

8 契約履行後のデータ・資料の廃棄について

本業務で作成したデータ及び広島労働局が提供した資料等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は広島労働局から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、様式3「データ等の利用後の廃棄について」を広島労働局に提出すること。

9 検査結果提出期限

令和8年1月23日(金)とする。

10 履行期限

令和8年2月20日(金)とする。(上記8のデータ・資料の廃棄等、全ての委託業務を完了すること。)

11 代金の請求

全ての受診対象官署の検査が完了し、全受診対象者の検査結果を提出した後に、請求書を「官署支出官 広島労働局長」宛てに発行すること。

支払いは、適法な請求書の受理から30日以内に、銀行振込により行う。

12 業務の再委託について

(1)当該業務について、全部を第三者(子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には、当業務の一部を委託することができる。

(2)当業務の一部を再委託する場合には、契約書様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りではない。

(3)再委託の相手方から、さらに第三者に委託が行われる場合には、その旨を必ず報告し、履行体制の把握のために必要な提出書類について指示を仰ぐこと。

13 その他

(1)検査実施に要する全ての費用は、落札業者の負担とする。

(2)令和7年度受診予定者数は、現時点での受診予定者数であり、職員の異動、受診希望の有無等により変動の可能性があるため、契約締結後の受診者数を約するものではないこと。

(3)受診対象者が、出張、休暇等により予定の受診場所で受診できなかった場合、他の受診場所における受診を可能とすること。

(4)上記2の受診場所において、必ず全ての検査項目を実施すること。

(5)検診の実施に当たっては、プライバシーに配慮すること。

ア 胸部X線検査及び胃の検査は、男女毎に時間を設定し、実施すること。

イ 胃の検査は、検査着を着用させて行うこと。

ウ 検尿カップを置くための専用の台を設けること。

エ 主治医問診は、間仕切りで囲い、外部から見えないようにして行うこと。

(6)契約期間中に「情報セキュリティマネジメントシステム(国際標準規格又は日本産業規格JISQ27001)の認証」又は「プライバシーマーク(JISQ15001)」の有効期限が到来する場合は、更新後の登録証等の写しを再度提出すること。

14 連絡先

(1)仕様書の内容について

広島労働局 総務部 総務課 総務係 永井

TEL:082-221-9241

(2)入札手続き及び契約について

広島労働局 総務部 総務課 会計第2係 山本

TEL:082-221-9241

(3) 契約履行中の問題発生時の連絡先

広島労働局 総務部 総務課 総務係 永井

広島労働局 総務部 総務課 会計第2係 山本

TEL:082-221-9241

受診対象者数(予定)

広島労働局管内で令和7年度に行う健康診断(一般定期及び情報機器作業従事職員)業務(単価契約)

1. 広島労働局全体

(1) 一般定期健康診断

番号	検査項目	令和7年度 受診対象者数
1	診察、身長、体重、腹囲、視力及び聴力並びに肥満度の測定	659
2	胸部X線検査	652
3	血圧測定	659
4	尿検査	659
5	心電図検査	455
6	血糖、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査、貧血検査及び肝機能検査、ヘモグロビンA1c	498
7	胃部X線検査(直接撮影)	157
8	便潜血(1回法)	400
9	喀痰細胞診	16
10	風しん抗体検査	49

(特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律)結果作成対象予定者数 460)

(2) 情報機器作業従事職員健康診断

番号	検査項目	令和7年度 受診対象者数
1	情報機器作業従事職員健康診断	45

2. 受診対象官署別

番号	対象官署	一般定期健康診断(番号は上記1の表に対応)										情報 機器
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1	広島労働局	169	168	169	169	117	136	40	98	5	17	34
2	広島中央労働基準監督署	45	44	45	45	23	23	16	22	0	0	1
3	呉労働基準監督署	12	12	12	12	8	9	3	7	0	0	0
4	福山労働基準監督署	24	24	24	24	13	14	2	10	1	0	1
5	三原労働基準監督署	7	7	7	7	1	3	2	1	0	0	0
6	尾道労働基準監督署	9	9	9	9	4	4	3	4	0	0	0
7	三次労働基準監督署	8	8	8	8	3	2	1	2	0	1	0
8	広島北労働基準監督署	10	9	10	10	4	4	0	2	3	0	0
9	廿日市労働基準監督署	10	10	10	10	6	6	2	6	0	3	2
10	広島公共職業安定所	98	97	98	98	73	82	20	65	4	14	0
11	広島西条公共職業安定所	25	25	25	25	14	17	5	13	0	1	2
12	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	9	9	9	9	6	6	0	6	0	0	0
13	呉公共職業安定所	24	23	24	24	18	20	4	15	0	0	0
14	尾道公共職業安定所	17	17	17	17	14	14	3	14	1	1	0
15	福山公共職業安定所	55	55	55	55	42	44	17	34	1	5	1
16	三原公共職業安定所	16	16	16	16	13	15	6	13	0	2	0
17	三次公共職業安定所	9	9	9	9	7	9	0	7	0	0	0
18	三次公共職業安定所 安芸高田出張所	5	5	5	5	3	3	0	3	0	0	0
19	三次公共職業安定所 庄原出張所	6	6	6	6	5	5	1	5	0	1	0
20	可部公共職業安定所	21	21	21	21	17	18	4	16	0	0	2
21	府中公共職業安定所	8	7	8	8	8	8	6	8	1	1	0
22	広島東公共職業安定所	47	46	47	47	36	36	16	31	0	0	2
23	廿日市公共職業安定所	21	21	21	21	17	17	3	15	0	1	0
24	廿日市公共職業安定所 大竹出張所	4	4	4	4	3	3	3	3	0	2	0
	合計	659	652	659	659	455	498	157	400	16	49	45

契約に関する通報窓口

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者が厚生労働省との契約に違反する行為を行っている場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう省内に専用窓口を設置しています。

承認を受けずに、業務の一部を別の業者に再委託している…

終了後破棄しなければならないデータを、破棄せず社内に保管している…

こんな時は、通報窓口にご連絡してください！

郵 送

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課監査指導室 宛

F A X

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室
03-3595-2121

メール

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

※通報窓口は、通報の受付に際して、通報者が特定されないこと、通報者が不利益を被らないこと、通報者の個人情報を保護することなどについて、十分に配慮いたします。

令和 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受託者名

当社が厚生労働省広島労働局と契約しました「広島労働局管内で令和6年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）業務の委託（単価契約）」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員に周知しましたので、報告します。

【周知方法】

（掲示板への掲示、メール等周知の方法を具体的に記載すること。）

【周知内容】

（周知した内容を具体的に記載すること。）

令和 年 月

広島労働局管内で令和6年度に行う健康診断（一般定期及び情報機器作業従事職員）
業務の委託（単価契約）に係るデータ等の利用後の廃棄について

受託者名

標記について、業務履行中に作成・活用したデータ等を下記のとおり廃棄しましたので、
報告します。

記

1 データの媒体等及び廃棄方法

（該当する①データの媒体等と②その廃棄方法の両方に○を付けてください。）

- (1) ①電磁的記録媒体 - ②裁断
- (2) ①紙媒体 - ②焼却 or 溶解 or 裁断
- (3) ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ - ②データ消去
- (4) その他 ①（媒体等の種類を記載） - ②（廃棄方法を記載）

①と②の組合せがない場合は、「その他」に記載してください。

2 廃棄が完了した年月日

令和 年 月 日

※上記1の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。